

平成 29 年度 京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
課税支援システムの再構築業務に係る仕様書

京都市 行財政局 税務部 資産税課

1 本仕様書の位置付け

この仕様書は、京都市（以下「甲」という。）が発注する「平成 29 年度 京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支援システムの再構築業務」の委託及び次年度以後に委託を予定する開発業務等（以下、これらを併せて「本業務委託」という。）に関し、趣旨や目的を示すとともに、受託する民間事業者（以下「乙」という。）に委託する業務の範囲や履行上の条件等について示すものである。

また、この仕様書は、別添の「電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の委託契約に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）」の個別仕様書に当たるものである。

なお、本仕様書においては、次のとおり電算システムを示すものとする。

- ・新システム・・・本業務委託により開発等を行い、導入するシステム。
- ・現行システム・・・現在、甲において使用している土地及び家屋に係る固定資産税・都市計画税（以下「固定資産税等」という。）に係る課税支援システム等の総称
- ・税務システム・・・ホストコンピュータ（NEC 社製 ACOS-IV）において稼動しているシステム

2 本業務委託の概要

(1) 背景

甲においては、かねてより固定資産税等業務においてシステムを導入してこれを改修することにより、評価事務及び賦課事務の効率化を図ってきたが、導入から一定の期間が経過し、また、各区役所・支所等において行っていた業務を平成 27 年度から市税事務所に集約するなど、利用環境の変化等もあり、その陳腐化が避けられない状況にある。

については、限られた予算の状況下において最大の効果が得られるよう、現行の事務運用等に配慮しつつ、システムを再構築して近代化を図り、安定的、長期継続的なシステムの運用と、正確性を確保した各種事務のより効率的な運用の実現を目指すものである。

(2) 目的

本業務委託は、次の目的を実現するために実施する。

- ア 固定資産税等の評価及び賦課のために必要となる情報について、一元的に電算処理を行い、適正かつ公平な評価及び賦課を実現するとともに、効率的な事務処理を実現する。
- イ 電算処理によるエラーチェック等を効果的に行い、適正な課税を実現する。
- ウ 固定資産税等の賦課事務に係る進捗状況等を把握し、効率的な業務運営を実現する。
- エ 適正な個人情報の管理を実現する。
- オ 制度改正等を踏まえ、長期継続的な安定したシステムの稼動を実現する。
- カ 電算処理のために必要なサーバー等のハードウェア構成を見直すとともに、安全、適切かつ効率的なシステム運用を実現する。

(3) 本委託業務の概要

乙は、本仕様書及び「平成 29 年度 京都市固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税支援システムの再構築業務に係る仕様説明書（以下「仕様説明書」という。）」（別紙 1 - 2）等に定める機能及び条件等を満たす新システムを開発するものとする。また、新システムの導入や円滑な利用に当たって必要となるテスト業務を行ったうえで、税務システム及び現行システムの必要なデータを新システムに移行して、新システムを円滑かつ安定的に導入し、運用を開始するものとする。

ア 新システムの開発業務

- (ア) 新システムを開発し、運用するために必要となる事前調査、設計、開発のすべての業務を委託範囲に含むものとする。ただし、現行システムからのデータ出力に係る業務についてはこれを除くが、当該データの新しいシステムへの移行方法の検討や、移行のためのファイルフォーマットの変換等については本業務委託の範囲に含むものとする。
- (イ) 新システムについては、税務システムとデータ連携することを踏まえて税務システムの仕様等を調査して理解し、必要となる機能を開発するものとする。
- (ウ) 新システムにおいて利用するネットワークの構築及び各機器設定等を委託範囲に含むものとする。
- (エ) 開発等に必要となる機器及びソフトウェアの準備は、本仕様書及び仕様説明書に別に定めがある場合を除き、すべて委託範囲に含むものとし、乙において用意するものとする。

イ 新システムのテスト業務

- (ア) 新システムのテスト業務については、テストの実施のほか、テストの実施に必要な機器のセットアップ、ソフトウェアのインストール、テスト用データの作成及びその他設定作業等を委託範囲に含むものとする。

なお、テストについては、各機能等の単体でのテストのほか、各機能等の結合テスト、本運用に即した総合テスト、本運用における全体運用テスト、バックアップの取得及びバックアップからの復元テストを含むものとする。

- (イ) 各テストについては、乙が主体となって実施し、甲の承認を得るものとする。ただし、そのテスト内容等は、甲と乙が事前に協議して決定するものとし、テストの結果、甲の承認が得られなかった場合、乙は、甲の承認が得られるよう、新システムの改修等を行うものとする。

ウ 機器調達支援業務

本運用に必要な機器を適切かつ円滑に調達するため、機器の仕様に係る調整や資料の作成等、甲の調達事務に必要なすべての業務を委託の範囲に含むものとする。

エ 機器設定業務

甲が別途調達した機器について、本運用に必要なセットアップ、ソフトウェアのインストール、動作確認等を委託の範囲に含むものとする。

オ データ移行、連携業務

新システムに現行システムのデータを移行するための事前調査、データ加工、セットアップなど、テストや本運用に必要なすべての業務を委託の範囲に含むものとする。

また、税務システムとのデータ連携に必要なデータ加工、データ出力や本運用に必要なすべての業務を委託の範囲に含むものとする。

カ システム導入支援業務

本運用を円滑に開始するため、テスト期間中において固定資産税等に携わる全ての職員を対象に複数回の研修を実施するとともに、システム管理者及び利用者向けのシステムの操作マニュアル、システム利用を含む業務全体の運用マニュアルを作成するものとする。

なお、研修内容や研修場所等については、甲と乙が協議して決定するものとする。

キ 関係機関等との調整業務

本業務委託の履行に関連し、必要となる関係部署及び関係業者との協議や調整の支援又は直接的な協議、調整を委託の範囲に含むものとする。

ク コンサルティング業務

甲の固定資産税等に係る業務に対して専門的な知識や経験に基づいた調査及び観察並びに分析を行い、新システムを利用した効率的な事務運用に係る提案等を委託の範囲に含むものとする。また、本業務委託に係る全体的なマネジメント業務（企画、計画、進捗把握、各種調整等）についても委託の範囲に含むものとする。

ケ その他

(ア) 本仕様書に定めるもののほか、甲と乙が協議して決定した本業務委託の履行に際して必要となる業務を委託の範囲に含むものとする。

(イ) 本業務委託において導入した新システムは、安定的、長期的に運用できるものでなければならないものとする。

(4) 履行期間

契約締結の翌日から平成 30 年 3 月 31 日まで。

(5) 納入成果物

ア 成果物の納入とその時期

本仕様書に掲げる最終的な成果品に係る事項のうち、現状調査、要求仕様の調整等を踏まえて作成する本仕様書 12 に掲げる設計書等の成果物を甲に納入するものとする。

イ 納入方法

紙媒体及びPDFで納入するものとする。

3 遵守又は準拠すべき法令等

- (1) 地方自治法
- (2) 地方税法
- (3) 測量法
- (4) 固定資産評価基準
- (5) 京都市個人情報保護条例
- (6) 京都市個人情報保護条例施行規則
- (7) 京都市市税条例
- (8) 京都市市税条例施行細則
- (9) 京都市固定資産評価要綱（土地・家屋）
- (10) 京都市固定資産評価要領（土地・家屋）
- (11) 京都市固定資産税等住宅用地認定基準
- (12) 京都市情報セキュリティ対策基準
- (13) 京都市契約規則
- (14) その他関係法令等

4 個人情報の保護

(1) 守秘義務

乙は、本業務委託の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。

(2) 目的外使用又は複製等の禁止

乙は、本業務委託の履行に際しては、別添の共通仕様書に掲げる事項を遵守しなければならない。

(3) 京都市個人情報保護条例の適用

乙は、本業務委託の履行に際しては、京都市個人情報保護条例を遵守しなければならない。特に同条例に規定する罰則については、コンソーシアム契約の場合、その代表者のみならず、すべての受託者及びその従事者に適用されることに注意し、従事者の管理、教育を行わなければならない。

5 再委託の禁止

乙は、本業務委託の全部又は一部の履行を第三者に委託し又は譲渡し若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

6 新システムの開発場所

新システムの開発等に当たっては、事前に以下の条件を満たした場所で行うことを甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

- (1) 作業場所の入退室管理
- (2) 各種データやプログラム等の安全な管理

7 各種データの貸与

本業務委託に当たり、甲が所有する以下のデータを貸与する。ただし、データの調査や変換作業等については乙により行うものとする。

なお、貸与するデータは、貸与する時点において存在するもののみを対象とする。

- (1) 土地及び家屋の沿革等に係るデータ
- (2) 地番図に係るデータ
- (3) 家屋図に係るデータ
- (4) 路線価図及び路線価に係るデータ
- (5) 空中写真に係るデータ
- (6) その他、甲が所有するデータのうち、本業務委託に必要と認めるデータ

8 新システムの性能、機能等

「仕様説明書」(別紙1-2)のとおり。ただし、他に定めのない事項については、甲と乙が協議して決定するものとする。

9 著作権等

- (1) DBMS, 基本ソフトウェア等

DBMS, OS, 各種ミドルウェア, その他パッケージソフトやツール等に係る著作権については、当該ソフトウェア等の使用承諾に係る契約条件によるものとする。

- (2) 乙が本業務委託において開発したプログラム等

本業務委託において開発したプログラムやカスタマイズ部分については、著作権は甲に帰属するものとする。

(3) 本業務委託において取り扱うデータ

甲が貸与した各種データ及びセットアップ後に作成された各種データ等は、すべて甲に帰属するものとする。

(4) その他の成果物

本業務委託において作成されたマニュアルや説明書等については、その著作物又は成果物の引渡時に無償で甲に譲渡されるものとする。

10 開発体制

本業務委託によるシステム開発は、本市の財政基盤である基幹税目の固定資産税等の賦課に当たり、極めて重要な位置付けであることを踏まえ、万全の体制で臨むこと。

なお、万一、システム開発等に当たり、乙の体制や要員等に不適切な点があると甲が認め、改善を求めるも解決に至らない場合、甲は、その体制の変更等を求めることができるものとし、乙は、誠実にこれに対応するものとする。

11 定期報告等

本業務委託の進捗状況及び解決すべき諸課題並びにスケジュールについて、甲と乙の情報共有及び意思の疎通を図るため、原則として毎月5日（5日が祝休日の場合は翌開庁日）に会議を行うものとする。

なお、当会議は、前月までの正確な状況の報告（情報共有）とその後の進行管理を主な目的とするものであり、本業務委託に要する協議は必要に応じて日々行うものとし、また、臨時的、緊急的に報告を要する場合は、これに限らず直ちに報告し、協議を行うものとする。

また、本業務における指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問及び回答等（以下、「指示等」という。）については、原則として書面により行うこととする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときには、甲及び乙は、指示等を口頭で行うことができるものとするが、この場合において行った指示等については、速やかに書面に記載し、相手方に交付しなければならない。

12 平成29年度中における履行事項及び成果物

(1) 計画書

乙は、甲と協議のうえ、本業務委託に係る具体的、現実的な計画を立案し、少なくとも次の項目について掲載された文書を作成して甲に提出し、甲の承認を得て開発業務に着手することとする。

ア 履行体制

イ 上記2（3）に掲げる各種業務の具体的な工程及び着手並びに完了予定時期

ウ 本業務委託完了時に甲に納品する具体的な成果物の一覧とその概要

(2) 設計書

乙は、甲と協議のうえ、新システムに係る要件を定義し、その要件を実現するための新システムの設計書及び課題管理表を作成し、甲に提出するものとする。

(3) 事務運用等に係る報告書

乙は、甲と協議のうえ、甲の事務運用（現行システムの利用状況を含む。）に係る現状を把握し、新システムへの移行に係る諸課題及びその対策について検証し、甲に報告書として提出するものとする。

する。

(4) その他

上記に掲げるもののほか、協議が必要な事項については、新システムの開発の進捗状況を鑑み、少なくとも履行期限の1箇月前までに甲と乙が協議して決定するものとする。

13 支払方法

(1) 検査

乙は、業務が完了したときは、その旨を甲に通知し、本業務委託における成果品の納入に当たり、甲の完了検査を受けなければならない。また、甲は、乙から平成30年3月31日までに提出された成果物について、速やかにこれを検査するものとする。

(2) 請求及び支払い

乙は、甲による検査の結果、履行の完了の確認を経て、甲に対して請求書を提出するものとする。甲は、正当な請求があった日から30日以内に請求額を支払うものとする。

(3) 減額

甲は、乙の責めに帰すべき事由で履行期間内に業務を完了することができなかった場合、履行期限を1日経過するごとに、その不履行又は履行遅滞若しくは粗雑な履行の状態が修復するまで、その部分に係る相当の費用の1000分の1に相当する額（少数点以下切捨て）を乙に支払うべき総額から減額する。ただし、甲の指示により、履行期間を延長した場合はこの限りでない。

14 業務の継続が困難になった場合の取扱い

(1) 甲は、乙の責めに帰すべき事由により契約内容の不履行、一部不履行、遅滞、粗雑な履行又はこれらの懸念が生じた場合、乙に対して改善を勧告するとともに、一定期間内に修復等を求め、履行の完了を求めることができるものとする。甲は、乙がその期間内に修復等が完了せず、履行が完了しなかった場合、甲は本業務委託に係る契約を解除することができるものとする。

なお、その修復等に要する費用等はすべて乙の負担によるものであり、また、契約内容の不履行、一部不履行、遅滞、粗雑な履行に伴い甲の費用負担が生じた場合、これを損害として乙に対して賠償請求するものとする。

(2) 乙は、甲の責めに帰すべき事由により契約内容の不履行、一部不履行、遅滞、粗雑な履行又はこれらの懸念が生じた場合、本契約を解除することができるものとする。

なお、契約の解除に伴い生じた損害については、乙は甲に損害の賠償を請求することができるものとする。

15 瑕疵

検査の結果又は成果物の納品後、その成果物に過失又は不良箇所が発見された場合は、甲の指示に従い、直ちに確認、修復、その他必要と認める作業を乙の負担において実施し、再度、完了検査を受けなければならない。

16 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲と乙が協議して決定するものとする。

また、疑義等の内容及び協議・指示の内容については、すべて乙は速やかに協議録を作成、記録し、甲の承認を得るものとする。